

農業に参入したい（企業）

平成21年の農地法改正により、リース方式による参入が全面自由化されるなど、要件が緩和され、一般法人の農業参入が進んでいます。

県では、地域の新たな担い手として期待しており、市町村等と連携しながら、企業の農業参入をお手伝いしています。

1 農業経営を行いたい

①農地を使用する場合

◆今の法人形態のまま農業に参入

法人が農地法等の許可を受けて、農地を借り入れることは可能です。ただし、農地所有適格法人以外の法人が農地を借り入れる場合は、以下の要件を満たす必要があります。

なお、農地所有適格法人以外の法人が農地を買い入れることはできません。

- ・ 貸借契約に解除条件が付されていること。
- ・ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと。
- ・ 役員又は重要な使用人のうち、1人以上が耕作等に常時従事すること。

◆農地所有適格法人等を設立して農業に参入

農地所有適格法人であれば、農地を買い入れることも可能です。

※農地の権利取得に必要な基本的な要件（個人と共通）

- ・ 農地の全てを効率的に利用すること。
- ・ 一定の面積を経営すること（農地の権利取得後の農地面積の合計が、原則50a以上）。
- ・ 周辺の農地利用に支障がないこと。

なお、個人の場合は、上記に加え、必要な農作業に常時従事することが必要です。

②農地を使用しない場合

農地を使用しないで、例えば、肉用牛の肥育、養豚、養鶏、非農地での養液栽培等を行うことは可能です。また、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地を使用していないので、農地法の制限はありません。

2 農作業の受託を行いたい

農作業の受託、例えば、水稻の場合は耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀等、麦・大豆の場合は耕起・整地、播種、収穫等の農作業を農業者から受託することは、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地法の制限はありません。

問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農業振興課先進的経営体支援班 e-mail:nosinp@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2833
- ・ (一社)宮城県農業会議
〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎9階 電話：022-275-9164
- ・ 各地方振興事務所農業振興部調整指導班、北部地方振興事務所栗原地域事務所地域調整班、東部地方振興事務所登米地域事務所地域調整班、気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班